

「秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について」に係る事務局案について

1 概要

がん検診の事業評価として、死亡率のほか、「技術・体制的指標（事業評価のためのチェックリスト）」と「プロセス指標（がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率）」に基づく評価を行うことが不可欠とされている。

本部会では、平成28年度から、「国立がん研究センターが示す精度管理評価の手順」を参考に、評価のフィードバックのための指導基準を設け、市町村及び関係検診機関に対し文書による改善・指導を行うこととしている。

今年度の部会では、令和2年度の指導基準について、御審議いただきたい。

2 事務局案

【胃がん検診】

（市町村における指導基準）

- ・チェックリストの遵守状況について、【C以下】を指導対象とする。
- ・精検受診率について、【80%未満】を指導対象とする。

（検診機関における指導基準）

- ・チェックリストの遵守状況について、【B以下】を指導対象とする。
- ・精検受診率について、【80%未満】を指導対象とする。

【大腸がん検診】

（市町村における指導基準）

- ・チェックリストの遵守状況について、【C以下】を指導対象とする。
- ・精検受診率について、【70%未満】を指導対象とする。

（検診機関における指導基準）

- ・チェックリストの遵守状況について、【B以下】を指導対象とする。
- ・精検受診率について、【70%未満】を指導対象とする。

協議事項（２）

【関係資料：資料３】

「秋田県胃がん検診実施要領の一部改正について」に係る事務局案について

1 概要

精密検査結果を正確に把握し、がん検診の精度を向上させるため、秋田県胃がん検診実施要領様式例 6 「(秘) 秋田県 胃集検発見胃がん患者個票」について、病巣部位の分類等を整理し、令和 3 年 4 月 1 日から施行することについて、御審議いただきたい。

2 事務局案（該当部分改正案）

6) 病巣部位に「⑨食道胃接合部」を追加した。

9) 肉眼所見 b) 進行程度 2) の「②P1」を「②P1a ③P1b ④P1c ⑤P1x」に整理した。

9) 肉眼所見 b) 進行程度 4) の「④N3」を「④N3a ⑤N3b」に整理した。

協議事項（３）

【関係資料：資料４】

「秋田県大腸がん検診実施要領の一部改正について」に係る事務局案について

1 概要

精密検査結果を正確に把握し、がん検診の精度を向上させるため、秋田県大腸がん検診実施要領様式例 4 「(秘) 秋田県 大腸がん調査票」について、癌病巣の部位の分類等を整理し、令和 3 年 4 月 1 日から施行することについて、御審議いただきたい。

2 事務局案（該当部分改正案）

Ⅲ 癌病巣の部位の「②R」を「②Ra ③Rb」に整理した。

V 肉眼的所見 d) Stage: の「③Ⅱ ④Ⅲa ⑤Ⅲb ⑥Ⅳ」を「③Ⅱa ④Ⅱb ⑤Ⅱc ⑥Ⅲa ⑦Ⅲb ⑧Ⅲc ⑨Ⅳa ⑩Ⅳb ⑪Ⅳc」に整理した。